

| 令和4年度（2022年度）第1回包括的な地域福祉ネットワーク会議 | |
|----------------------------------|---|
| 日時・会場 | 令和4年（2022年）11月22日（火）14:00～16:00 第6委員会室 |
| 出席者 | <p>【出席者(庁外)】 高齡者あんしん相談センター片倉(包括) 地域生活支援センターあくせす(支援) 八王子市社会福祉協議会 多機関協働担当(多機関) はちまるサポート長房(は長) はちまるサポート由木東(は由)</p> <p>【出席者(庁内)】 消費生活センター(消費) 高齡者福祉課(高齡) 生活自立支援課(自立) 障害者福祉課(障害) 保健対策課(保対) 大横保健福祉センター(大横) 住宅政策課(住政) 青少年若者課(青若) 子ども家庭支援センター(子家) 福祉政策課(福政)</p> <p>【事務局】 福祉政策課(福政)</p> <p>※議事の発言者については括弧書き内の所属を発言者として記載</p> |
| 次第 | 1 開会 2 議事 (1)複合的な課題を抱えたケース紹介にする意見交換 (2)8050問題、ヤングケアラー問題に対する部会設置について 3 報告 (1)各部会の活動報告 (2)八王子まるごとサポートセンターの開設について (3)その他 4 閉会 |
| 資料 | ・次第 ・【資料 1】本市における重層的支援体制整備事業の全体像 ・【資料 2】令和3年度、令和4年度支援会議概要 ・【資料 3】多機関協働事業にかける事例について ・【資料 4】複合的な課題を抱えたケース紹介 (令和4年度第2回支援会議より) ・【資料 5】包括的な地域福祉ネットワーク会議 部会活動報告 ・【資料 6】八王子まるごとサポートセンター相談受付集計表 |

| 会議の要旨 | |
|---------|---|
| (福政) 課長 | <p>1 開 会 設置要綱第3条第2項に基づき会長に福祉政策課長を充て、また、同要綱第3条第3項により、副会長を会長の指名により、高齢者福祉課主査を指名し異議がなかったため、そのまま副会長に決定した。</p> <p>2. 議 題 (1)複合的な課題を抱えたケース紹介にする意見交換 ・【資料 1】本市における重層的支援体制整備事業の全体像 ・【資料 2】令和 3 年度、令和4年度支援会議概要 ・【資料 3】多機関協働事業にかける事例について ・【資料4】複合的な課題を抱えたケース紹介 (令和4年度第2回支援会議より) に沿って事務局から説明。その後(多機)主査より経緯等の補足説明あり。</p> <p>複合的な課題を抱えたケースについて、重層的支援体制整備事業の多機関協働や支援会議で対応した内容を共有し意見交換を行った。</p> <p>各支援機関で対応できるものについては無理に多機関協働事業や支援会議を使う必要はないと思うが、抱えてしまっている案件があればこの仕組みを使うなどしてうまく使い分けしていただければ良いかと思う。 今日は複合的な課題を抱えたケース事例として支援会議で対応した案件を共有させていただいた。次回以降については他の支援機関から事例を出していただいで共有できればと思う。</p> |
| (福政)課長 | <p>(2)8050 問題、ヤングケアラー問題に対する部会設置について</p> <p>本ネットワーク会議では、個別に検討が必要な課題については部会を作ることができ、現在、「高齢者等の移動支援検討部会」と「ひきこもり支援部会」が立ちあがっている。近年社会問題となっている「8050 問題」、「ヤングケアラー問題」についても部会を設置しその中で議論するべきか検討を行いたい。本日は部会設置について設けるかどうかの検討をしていただきたい。 まず 8050 問題の部会設置について議論いただきたい。</p> |
| (青若) | <p>部会を作るとどうなるのか。</p> |
| (福政)課長 | <p>テーマとなる課題に対する具体的な支援の仕組み等を検討することになる。</p> |
| (多機) | <p>8050 問題の 50 に当たる方はひきこもり支援部会の対象者とかなりの確率で重なるのではないか。</p> |
| (福政)課長 | <p>そういった意見も含めていただければと思う。</p> |
| (自立) | <p>8050 問題を抱え、自立支援課へ相談のため来庁されるご家庭は、親が子の身を案じた場合が多い。自立支援課では子に対して、生活リズムが不規則である、人とのコミュニケーションをとるのが難しい、といった部分を徐々に訓練して改善することを目指す。 支援策はひきこもり状態にある子の場合と同様であるから、対策を検討するのであれば、一体的に整理していくのが良いかと思う。</p> |
| (福政)課長 | <p>8050 問題においてはひきこもり支援部会の中で一体的に実施していくという</p> |

| | |
|---------|---|
| | 意見があったが事務局としてはどうか。 |
| (福政)事務局 | 既存のひきこもり支援部会の中で8050問題も含めて検討している。8050問題はひきこもり状態の子どもと支える親という世帯に対してどのようにしていくかという事案の一つ。それゆえ、事務局としても個別の8050の部会を作るのではなく、ひきこもり支援部会の事案の一つとして検討していくべきだと考えている。 |
| (福政)課長 | 事務局からも説明があったとおり、反対の意見等が無ければ、引き続きひきこもり支援部会で8050問題についても取り上げていくということで整理したい。 —反対の意見等なし。 |
| (福政)課長 | それでは8050問題についてはひきこもり支援部会の中で建設的な議論をしていきたい。 つづいてヤングケアラーの部会設置についてはどうか。 |
| (青若) | ヤングケアラー状態のまま成長していくと若者ケアラーとなっていくが、ケアラーとしての負担が大きいと自立が遅れてしまう。 子どもは社会的に弱い立場のため、ヤングケアラーに注目が集まっており、重点的に対応すべき課題だとされている。一方で、若者ケアラーやそれ以降の年齢になっても進学や就職など、将来の自立に向けた機会が奪われる可能性があることから、年齢を限定せず、広く「ケアラー支援」を行っていくことが重要になってくるのではないかと思う。 部会を設置する必要があるかは検討課題であると考えているが、ヤングケアラーとして対象を狭めるのではなく、広くケアラーというテーマで扱っていくべきではないかと考えている。 |
| (青若) | ヤングケアラーという言葉は浸透してきてはいる。しかし、部会を作ることにに対して反対ではないが、どう対応すべき課題か検討するにあたり子どもや若者だけに焦点を当てては解決には結びつかないのではないか。 ケアラーが成長し親元を離れたとき、ケアラー時代の困難が本人に影響するということであれば、若者総合相談センターが本人の相談に乗ることはできる。ただ、家庭的なもの、家族的なものが影響するのならば、もっと広く捉えるべきだと思う。 |
| (福政)課長 | そうすると、部会というよりはケースの案件ごとに対応していくということになるのか。 |
| (青若) | ケースを重ねていって、ある程度のパターン化が必要かと思う。 |
| (高齢) | ケース対応を考えた場合、例えば高齢者支援の現場を考えるうえで、そのケースがヤングケアラー状態になっていないかを配慮しなければならない。その場合重層の支援会議は有効であり、高齢者と若者を両方の側面から、一体的に支援を考えることができるので、高齢者支援の現場としては一歩進んだと感じている。一方で、部会となったときに何をフォーカスしてくかが悩ましい。 |
| (障害) | 8050問題やヤングケアラーに限らず、地域生活拠点でも同様の話は上がってくる。ヤングケアラーが子どもにスポットが当てられているように、障害者支援においても、精神障害を抱える子が高齢の親を診ているようなケースがあり、将来的にどうなるのかという課題がある。 このようなケースの場合、発見が遅れることが多く問題が大きくなって発見して |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>(子家)</p> <p>(福政)課長</p> | <p>関わり始めてでは支援が間に合わない。もし部会の場を作るのであれば、早期発見早期対応について検討していただくと良いのかと思う。</p> <p>子ども家庭支援センターでは18歳未満しか対応できない。ケースによっては、成人後もケアラーとして課題が出てくるような場合もある。</p> <p>部会になるのかは分からないが、ヤングケアラーといった焦点だけではなく、ケアラー全体として支える仕組みを考えていく議論が必要ではないかとおもう。</p> <p>ケースに対する対応というのは、重層事業の支援会議等で対応できるが、そもそもケースとして顕在化する前に何とかできるような仕組みをつくる必要があり、そのためには多くの支援機関のアイデアが必要である。また、ケアラーについては部会として限定的に議論するよりも、多くの機関が参加して議論する方が各機関のレベルアップにも資すると思う。</p> <p>そこで、ヤングケアラーの部会設置は行わず、まずは本ネットワーク会議の中でケアラー全体について深く議論していくということで整理したい。</p> <p>—反対の意見等なし。</p> <p>3 報告</p> <p>(1)各部会の活動報告</p> <p>【資料5】包括的な地域福祉ネットワーク会議 部会活動報告 に沿って事務局から説明</p> <p>(2)八王子まるごとサポートセンターの開設について</p> <p>令和4年2月に長房、同年10月に元八王子に開設したことを事務局から報告 ・【資料6】八王子まるごとサポートセンター相談受付集計表</p> <p>(3)その他</p> <p>青少年若者課</p> <p>⇒ 孤独・孤立対策について、国は、現状では「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」で実施している。その中で、国では民間団体との連携を強化し、NPO等によるチャット相談窓口を特設サイトで周知している。チャット相談のニーズは高いものの、窓口によってはパンクしているものもある、ということとは情報共有しておきたい。</p> <p>障害者福祉課</p> <p>⇒ 令和5年1月から「医療的ケア児等コーディネーター事業」が始まる。 医療的ケア児を抱える家族や支援している方の相談を受ける。 「島田療育センター八王子」と訪問看護を行う「シーズ」に委託して実施する。医療的ケア児の支援に関する相談があれば活用していただければと思う。</p> <p>4 閉会</p> |
|---------------------------|--|